

教委議案第29号

明石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
施行規則制定のこと

明石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則を次のように制定する。

令和5年10月10日提出

明石市教育委員会
教育長 北 條 英 幸

明石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

明石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成18年条例第1号)の施行については、明石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(平成18年規則第19号)の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

本案は、オンラインで行政手続を行うことを定めた明石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関し必要な事項を定めるため、新たに規則を制定しようとするものである。

教育委員会議案第 29 号関連資料

明石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について

1 制定の趣旨

本市は、行政手続きのオンライン化を推進するため、「明石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を定めていますが、その施行に関し必要な事項は、教育委員会をはじめ各執行機関で規則に定める必要があります。

このたび、明石市として本格的に行政手続きのデジタル化を推進する方針が決定されたことを踏まえ、教育委員会においても各種の行政手続きがオンライン化できるよう、必要な規則を定めようとするものです。

2 条例の概要

- (1) 各種の行政手続きをオンラインで行うことができる
- (2) 手続きをオンラインで行う場合は、次のとおり行政手続きを簡素化できる
 - ① 署名ではなく個人番号カードで個人の確認ができる
 - ② 個人番号の利用により、住民票、登記簿等の添付書類の省略ができる
 - ③ 手数料の納付について、電子決済することができる

3 規則の概要（今回審議いただく内容）

市の規則の例によることを定める。なお、市の規則では、次のことが定められている

- (1) オンライン申請及び電子決済の方法
- (2) 本人確認をするべき特段の事情があるなどオンライン申請ができない場合
- (3) 申請者による希望がある場合など行政からの通知をオンライン化できる条件
- (4) その他条例の施行に関して必要な事項

4 行政手続きオンライン化の方針

(1) 明石市の方針

2025 年度までに、オンラインで申請が可能な手続き①～③を 200 以上に拡大する。

- ① 自治体が優先的にオンライン化を推進すべきとされている手続き
デジタル・ガバメント実行計画の子育て、介護関係の 24 手続き（国主導で 4 月に対応済）
- ② 市民の負担軽減と利便性向上につながる手続き
子育て世帯や仕事をされている方、障害者等を含め、すべての市民の負担軽減と利便性向上につながる手続き
- ③ その他オンライン化で市民の利便性が向上する手続き
年間受付件数が多い手続きや、添付書類が少なく申請が容易な手続きなど

(2) 教育委員会における取組（案）

上記②、③に該当する申請手続きを精査し、順次申請手続きをオンライン化する

※ オンライン化を検討している手続きの例

区域外等就学申請、就学援助申請、後援名義申請

明石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市の機関に対する申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 本市の条例、規則等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条に規定する会議規則、同法第130条第3項に規定する規則及び同法第138条の4第2項に規定する規程並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程を含む。以下同じ。）及び要綱等（本市が、自己に対して何らかの利益を付与することを求める申出をした相手方との間で行う合意であってその内容の全部又は一部が画一的であるものをするに当たり、市の機関が、諾否の基準（当該申出に対して応諾するかどうかを判断するための基準をいう。）、合意の内容その他当該合意に係る必要な手続を一方的に定めた条項の総体をいう。）並びに知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）及び教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第59号）により本市が処理することとされた事務について規定する兵庫県の条例及び兵庫県の執行機関の規則をいう。
- (2) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価委員会、公営企業管理者、消防長若しくは議会又はこれらに置かれる機関をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において証紙による方法その他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

（添付書面等の省略）

第7条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（手続等に係る情報システムの整備等）

第8条 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。

3 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の

簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(明石市行政手続条例の一部改正)

2 明石市行政手続条例(平成9年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第3項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

明石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市長等 市の機関のうち、市長及び市長に置かれる機関をいう。

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 申請等を行う者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機

構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定により登記官が作成したもの

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が別に定めるもの

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、市長等が別に定めるところにより、当該市長等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 電子情報処理組織により申請等を行う者は、前項に規定する事項についての情報に電子署名を行い、市長等が指定する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等を行った者であることを確認するための措置として市長が定めるものを講ずる場合は、この限りでない。

3 同一内容の書面等を複数提出する必要がある申請等（副本又は写しを正本と併せて必要とするものを含む。）を行う者が、当該書面等のうち1通に記載すべき、又は記載されている事項を第1項の規定により入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき、又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

4 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、第1項の規定により入力した情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は第2項ただし書に規定する措置とする。

(情報通信技術による手数料の納付)

第4条 条例第3条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第5条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合
- (3) その他申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分があると市長等が認める場合

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市長等が別に定めるところにより、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 市長等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。ただし、市長の定める方法により当該処分通知等を行った市長等を確認するための措置を講じるときは、この限りでない。

3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第7条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の届出（市長等の定めるところにより行うものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が別に定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第8条 条例第4条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合
- (3) その他処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分があると市長等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第9条 市長等は、条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方

法又は当該事項を記載した書類を事務所に備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第10条 市長等は、条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該書面等に記載すべき事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は当該事項を磁気ディスクその他これに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することとする。

(添付書面等の省略)

第11条 条例第7条の規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条に規定するもののほか、市長が別に定めるものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、市長等に対して行うこととされ、又は市長等が行うこととしている手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日規則第47号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。